

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年4月20日(2006.4.20)

【公表番号】特表2005-522298(P2005-522298A)

【公表日】平成17年7月28日(2005.7.28)

【年通号数】公開・登録公報2005-029

【出願番号】特願2003-585604(P2003-585604)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/12 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/12 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成18年2月28日(2006.2.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

内視鏡的医療処置において使用される止血クリップ送出装置であって、この装置が、

a) 操作ワイヤと内側シースと外側シースとハンドルとを備えてなる送出装置であって、操作ワイヤは内側シースの中に摺動可能に配置され、内側シースは外側シースの中に摺動可能に配置されているような上記送出装置と、

b) 第1のリテーナと、第1のリテーナから遠位側へ延びた複数のアームと、複数のアームのまわりに配置された摺動リングと、を備えてなる止血クリップであって、前記アームは弾性材料から形成されて、アームは互いに離間する傾向をもつように形成されていて、前記摺動リングは前記アームに係合して該アームを互いに閉じるように構成されている上記止血クリップと、を備え、

ハンドルが、送出装置の内部容積に連通してなる洗浄ポートを含み、

該洗浄ポートは、内側シースと外側シースとの間のキャビティに連通していて、洗浄ポートは、クリップ装置の付近にて流体が出入りできるように構成されている、ことを特徴とする止血クリップ送出装置。

【請求項2】

洗浄ポートは、標準的なルアー取付具を備えている、ことを特徴とする請求項1に記載の止血クリップ送出装置。

【請求項3】

送出装置が、操作ワイヤに取り付けられてなる第2のリテーナをさらに備え、第2のリテーナは、止血クリップにおける第1のリテーナに係合すべく構成されていて、止血クリップを目標部位へ送出する前に、止血クリップを送出装置に一時的に固定する、ことを特徴とする請求項1乃至2のいずれか一項に記載の止血クリップ送出装置。

【請求項4】

摺動リングは、止血クリップを目標部位へ送出する前には、第1のリテーナと第2のリテーナとを取り囲むように構成されていて、摺動リングは、第1のリテーナが第2のリテーナから係脱することを防止し、摺動リングは、前記止血クリップが目標部位へ送出されたときには、第1のリテーナが第2のリテーナから係脱できるような第2の位置へ移動可能になっている、ことを特徴とする請求項3に記載の止血クリップ送出装置。

【請求項5】

第1のリテーナは第1のフックと第1のノッチとを備え、第2のリテーナは第2のフックと第2のノッチとを備え、第1のフックは第2のノッチに係合すべく構成され、第2のフックは第1のノッチに係合すべく構成されている、ことを特徴とする請求項4に記載の止血クリップ送出装置。

【請求項6】

第1のリテーナと第2のリテーナとはそれぞれ略円形の横断面を有し、第1のフックと第2のフックとはそれぞれ半円形の横断面を有し、第1のノッチと第2のノッチとはそれぞれ半円形の横断面を有し、第1のフック及び第2のフックの横断面積は、第1のノッチ及び第2のノッチの横断面積に比べて大きくなっている、ことを特徴とする請求項5に記載の止血クリップ送出装置。

【請求項7】

摺動リングは、近位部分と遠位部分とを備え、近位部分は、第1のリテーナの外面と第2のリテーナの外面とに摺動可能に係合すべく構成されてなる内面を形成している第1の管状の横断面を有し、遠位部分は、前記アームのそれぞれの外面に摺動可能に係合すべく構成されてなる第2の管状の横断面を有し、第2の管状の横断面は、第1の管状の横断面に比べて小さくなっていて、前記摺動リングがクリップ装置の近位端から外れることを防止している、ことを特徴とする請求項3に記載の止血クリップ送出装置。

【請求項8】

前記アームのそれぞれの遠位端は、内方へ屈曲した先端部分を備えている、ことを特徴とする請求項1乃至7のいずれか一項に記載の止血クリップ送出装置。

【請求項9】

前記クリップ装置は、等間隔に隔てられた3本のアームを備え、前記アームのそれぞれは、遠位端と近位端との間の部分に沿って屈曲している、ことを特徴とする請求項1乃至8のいずれか一項に記載の止血クリップ送出装置。